

宮城県の行政評価制度の概要

令和7年4月

宮城県 企画部 総合政策課

目 次

1	行政評価が必要とされる背景	1
2	本県の行政評価の目的	2
3	導入の経緯	
(1)	「宮城県行政改革推進計画」の策定（平成10年度）	3
(2)	各評価制度の導入（平成10年度～12年度）	3
(3)	宮城県行政評価要綱・行政評価委員会条例の施行（平成13年度）	3
(4)	行政活動の評価に関する条例の施行（平成14年度）	3
(5)	行政活動の評価一部見直し（令和3年度）	3
4	評価の構成・種類・手続き等	
(1)	P D C A マネジメントシステムにおける行政評価の位置づけ	4
(2)	評価の構成	5
(3)	評価の手続	6
(4)	行政評価委員会	7
(5)	県民意見の聴取	8
(6)	公 表	9
(7)	議会への報告	9
5	各評価の概要	
(1)	政策評価・施策評価	10
(2)	大規模事業評価	15
(3)	公共事業再評価	17

特記なき限り、

条例：行政活動の評価に関する条例

規則：行政活動の評価に関する条例施行規則

1 行政評価が必要とされる背景

現在、全国各地の自治体や国において「行政評価」に関する様々な取組が行われています。

行政評価の目的、手法等については、実施主体ごとに様々な特徴を有しており、全ての取組を一概に論じることは困難ですが、行政評価が必要とされる以下のような共通の背景があるものと考えられます。

（１） 地方分権の進展

これまでの地方分権改革の取組によって、地方自治体の権限が拡大されました。権限の拡大は、それに見合う責任の発生をも意味し、これからの地方自治体には、新たな権限に見合うだけの政策形成能力が求められていると言えます。

行政評価は、評価の過程を通じて、個々の政策、施策、事業の改善を可能にし、新たな政策立案に向けた判断材料を提供する有効な手段となります。

（２） アカウンタビリティ（説明責任）の確保

アカウンタビリティとは「行政側が行政活動の内容を住民に説明し、理解を求める責任」と言われていますが、本来、行政は納税者に対して税金の使い道等について説明を行う義務と責任を有しているにもかかわらず、行政側がこの義務と責任を十分果たしていたとは言えない状況にあったのもまた事実です。

一方で、市民社会の成熟に伴う住民の行政活動に対する関心の強まり、長引く不況による税負担感の高まり等から、税金の使い道だけでなく、使い道の決定の過程まで含めて明らかにすることが求められるようになっており、行政評価は、この要請に応える有効な手段となります。

（３） 住民の価値観の多様化

経済・社会の成熟化に伴い、住民の価値観もますます多様化しています。その結果、行政に対して寄せられるニーズも多岐にわたり、行政にはこれらのニーズを的確に把握し、対応していく能力が求められるようになっていきます。

ニーズの把握に当たっては、住民を顧客と捉え、顧客の満足度をいかに向上させるかという企業経営的感覚が求められており、行政評価はこの住民のニーズ把握の有効な手段となります。

（４） 自治体の財政難

長引く不況に伴う税収減等により、多くの自治体が財政難に陥っています。これら自治体にとっては財政健全化が喫緊の課題ですが、行政評価は、行政運営の効率化を行う際の有効な手段となります。

以上のような行政を取り巻く環境の変化と行政への要請に対応すべく、本県においても、以下に述べるような行政評価システムを確立、運用するに至りました。

2 本県の行政評価の目的

(1) 説明責任の徹底

県は、県民の信託を受けて県政を運営しているものであり、その行ったこと、行おうとしていることについて、県民に情報を提供し、納得できるように十分説明する義務と責任があります。

行政評価により、県政の運営状況を客観的なデータ等により県民に理解しやすい説明を行うことを基本として、説明責任を全うすることを目指します。

(2) 行政運営における企画立案過程等の透明性の確保

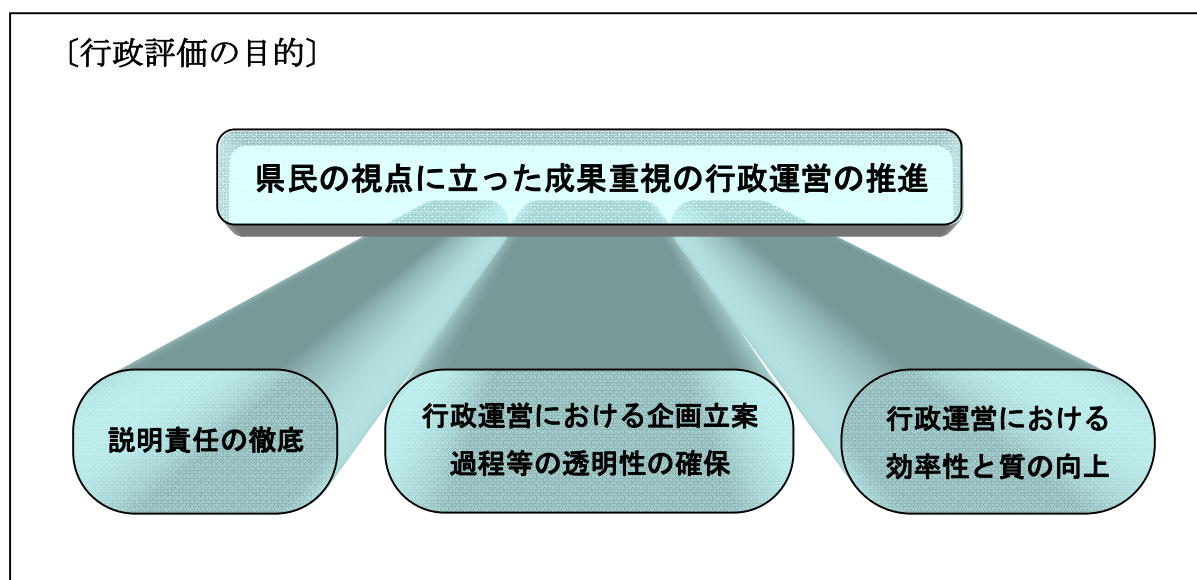
行政評価により、県の施策や事業などの企画立案及びそれに伴う予算編成等の、行政上の意思決定に係る内容及び過程に関する情報について、県民にとって常に明らかである状態を形成することを目指します。

(3) 行政運営における効率性と質の向上

行政評価により、行政運営上、最小限の労働、予算、物質等の投入量で、最大限の成果を上げることを目指します。

(4) 県民の視点に立った成果重視の行政運営の推進

「説明責任の徹底」、「行政運営における企画立案過程等の透明性の確保」、「行政運営における効率性と質の向上」を通じて、これまでの「何をやったか」中心の行政運営から「どのような効果を上げたのか」中心の行政運営に転換を図り、更に推進することを目指します。



3 導入の経緯

(1) 「宮城県行政改革推進計画」の策定（平成10年度）

本県では、平成10年12月に「宮城県行政改革推進計画」を策定し、同計画において、事務事業システム改革を行うために、政策評価、執行評価（現在の施策評価）、大規模事業評価、事務事業総点検、事業箇所評価の5つの個別評価制度で構成する「行政評価システム」を構築することとしました。

(2) 各評価制度の導入（平成10年度～12年度）

平成12年度までに、「宮城県行政改革推進計画」において導入することとされていた5つの個別評価制度及び国の基準に準拠して行われた公共事業再評価の計6つの評価制度の導入（試行含む。）が完了しました。

(3) 宮城県行政評価要綱・行政評価委員会条例の施行（平成13年度）

それまで、公共事業再評価においては公共事業評価監視委員会、大規模事業評価においては大規模事業評価委員会をそれぞれ要綱に基づき設置・運用していましたが、政策評価、執行評価の本格実施にあわせ、県の附属機関として新たに宮城県行政評価委員会を条例により設置し、各評価については、委員会に置かれる部会（政策評価部会・大規模事業評価部会・公共事業評価部会）で調査審議することとしました。

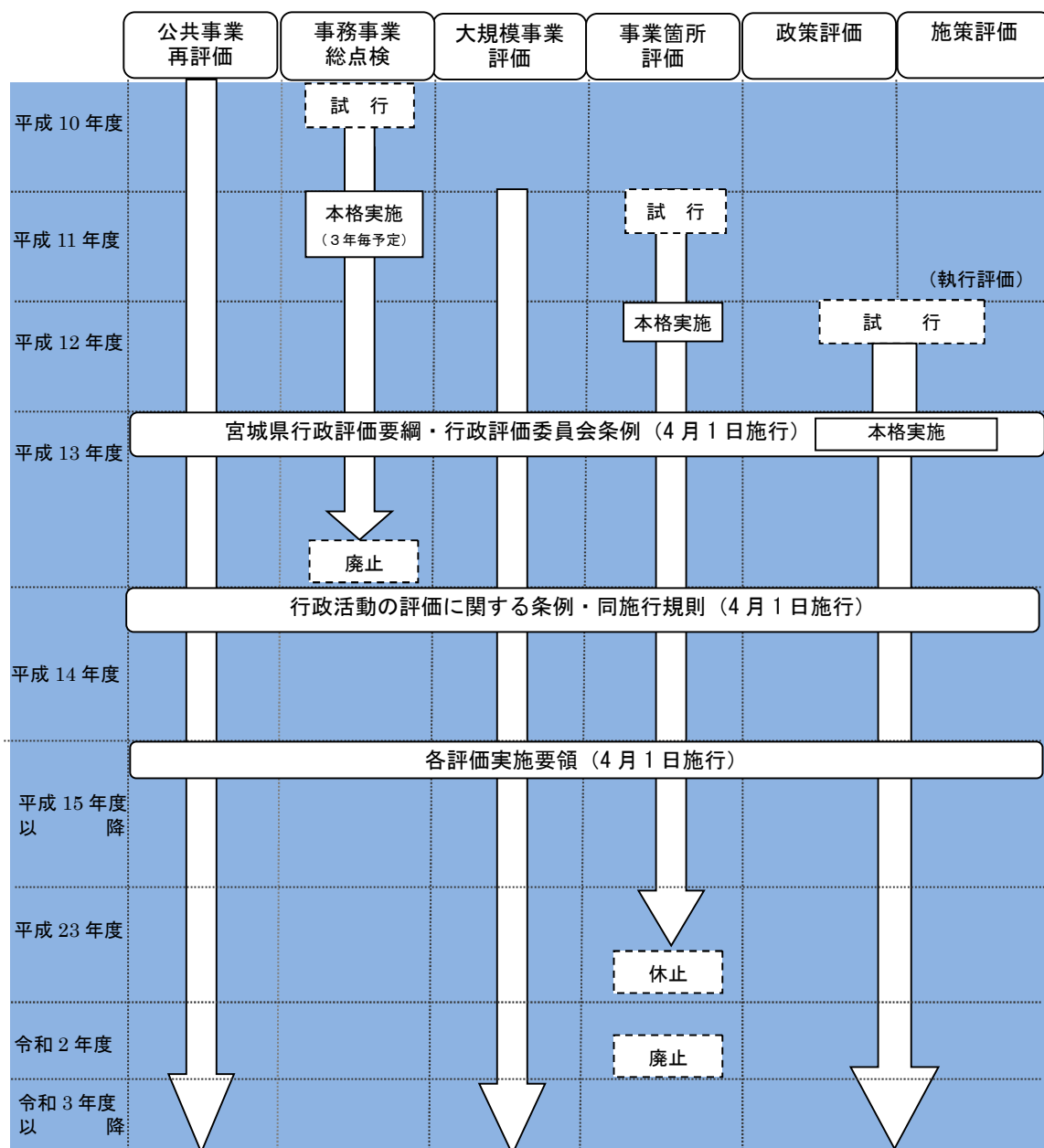
また、同委員会設置を機に、既に導入した6つの行政評価制度について、県の行政評価システムとして体系的・統一的な運用が行われるよう、評価制度全体に共通して規定すべき基本的事項について宮城県行政評価要綱で決めました。

(4) 行政活動の評価に関する条例の施行（平成14年度）

行政評価制度が県の行政のマネジメントシステムを確立する上で必要な恒常的仕組みであり、また、県民に対するアカウンタビリティ（説明責任）を確保するための基本的仕組みであることから、行政評価に関する手続きを条例によって定めることとし、平成13年12月25日に、全国の自治体初の行政評価条例を制定しました（施行は平成14年4月1日）。

(5) 行政活動の評価一部見直し（令和3年度）

事業箇所評価は、平成23年度以降休止していたが、評価休止10年間不都合が無かったこと、全国的に同種評価を実施している県がわずかであることを考慮し、廃止することとしました（施行は令和3年4月1日）。

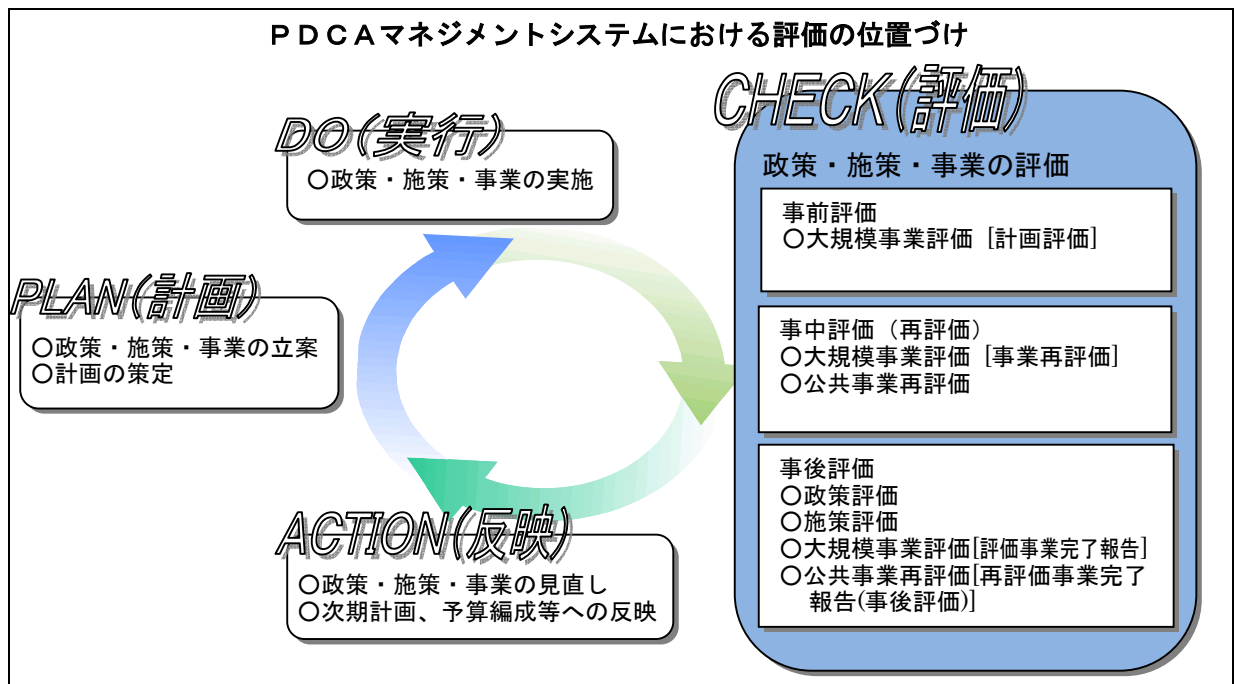


4 評価の構成・種類・手続き等

(1) PDCAマネジメントシステムにおける行政評価の位置づけ

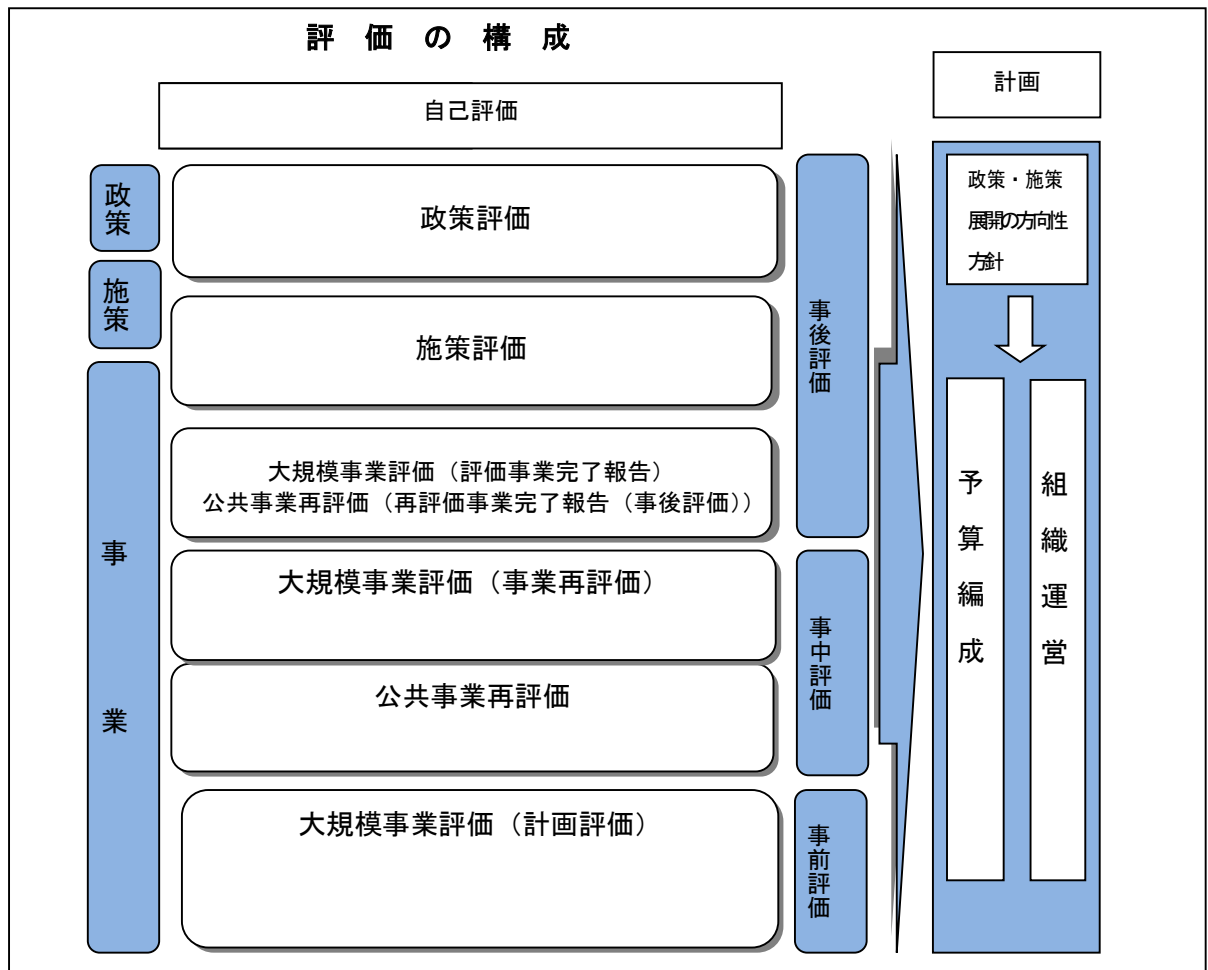
政策、施策、事業の立案を行い、施策を展開、事業を実施した後にその実績について、あるいは事業を実施する前（あるいは実施中）に、その計画について、「必要であるか」、「有効であるか」、「効率的であるか」等の観点から評価し、その結果を、企画立案、実施（継続）可否判断等に反映させます。

(2) 評価の構成



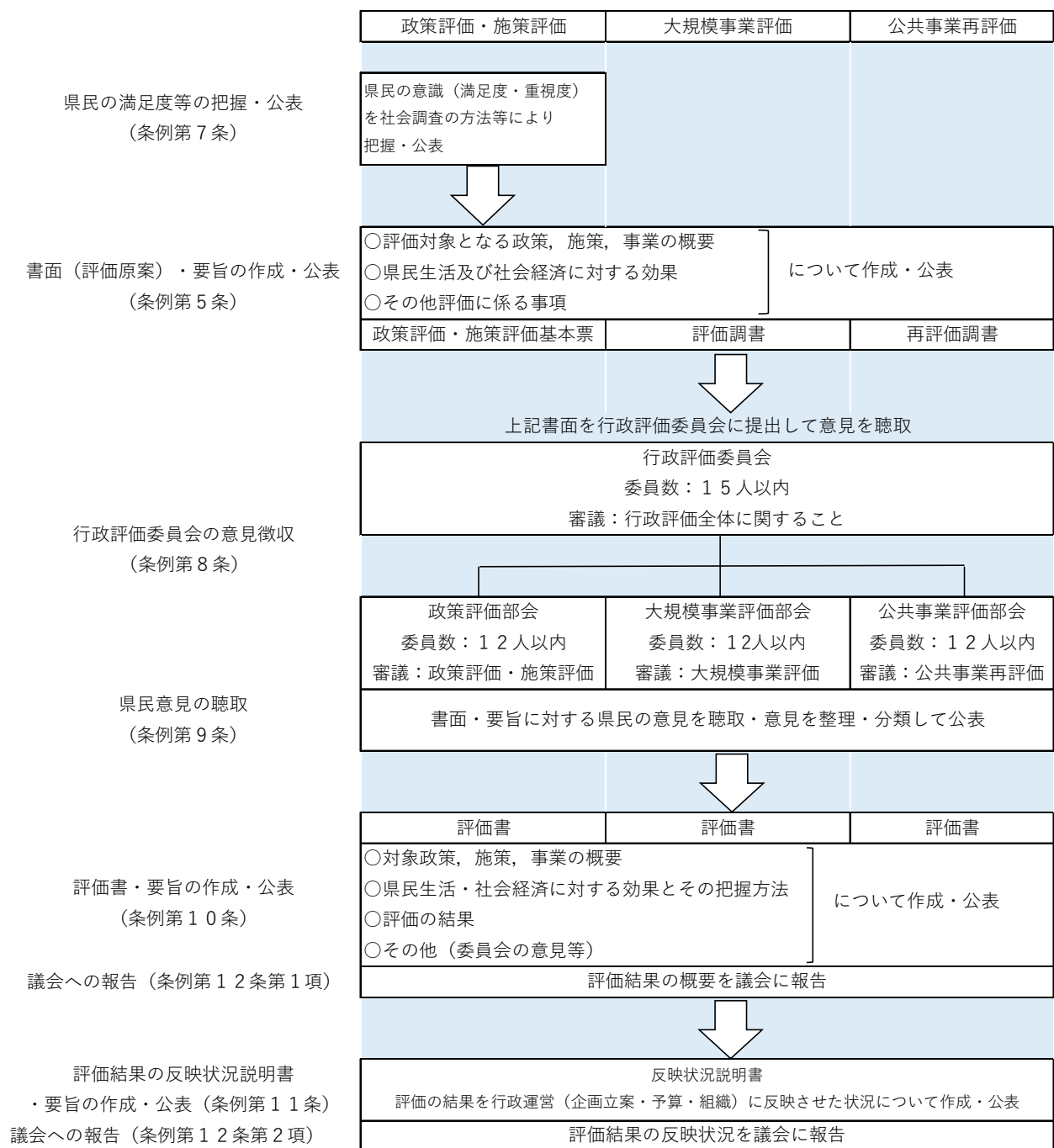
本県の評価制度は、評価対象（政策、施策、事業）、評価時点（事前、事中、事後）に応じ、「政策評価」「施策評価」「大規模事業評価」「公共事業再評価」の4つの個別評価から成ります。

名 称	主たる目的	対 象	第三者評価	導入年度
政 策 評 価	政策の成果の評価、課題等の検証	「新・宮城の将来ビジョン」で定めた政策及び同政策を構成する施策	有	H12 試行 H13 本格実施
施 策 評 価	施策の成果の評価、課題等の検証	「新・宮城の将来ビジョン」で定めた施策及び同施策を構成する事業	有	H12 試行 H13 本格実施
大規模事業評価	大規模事業の事業推進の妥当性の判定	事業費 150 億円以上の公共事業 事業費 50 億円以上の施設整備事業 (老朽化に伴う改築事業等であって一定の要件を満たすものを除く。)	有	H11 導入
公共事業再評価	実施中の公共事業の継続の妥当性の判定	着手から一定期間を経過した公共事業	有	H10 導入



（３）評価の手続

４つの個別評価は、条例に規定する共通の手続により一元化されており、基本的には、まず県が自己評価を行い、その評価内容について県民及び行政評価委員会の意見を聴いた上で、県が最終的な自己評価を行います。



（４）行政評価委員会（条例第8条）

① 行政評価委員会の役割

県が行う行政評価に対する透明性、客観性を高めるため、知事の諮問に応じ、県が自ら行う評価のうち、政策評価・施策評価、大規模事業評価、公共事業再評価に関し、調査審議し答申することになっています。

② 審議

【行政評価委員会】

- ・行政評価に関する重要事項の審議（行政評価条例の改正、行政評価の全体構成の審議等）
- ・行政評価に関する基本事項の審議（個別の評価システムに関する評価対象や評価手法の審議）
- ・部会の審議結果に対する意見交換

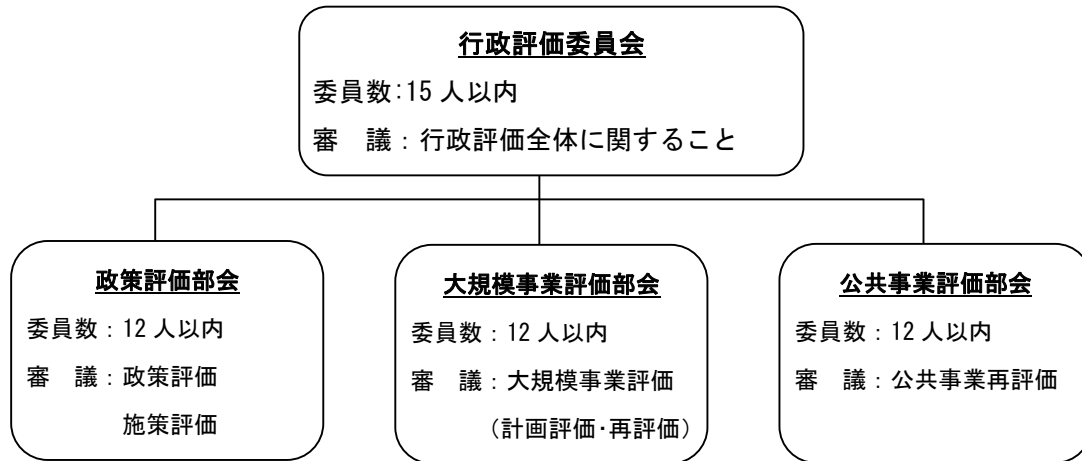
【行政評価委員会の部会】

- ・ 政策評価・施策評価に関する調査審議
- ・ 大規模事業評価に関する調査審議
- ・ 公共事業再評価に関する調査審議

③ 設 置

地方自治法上の附属機関として「行政評価委員会条例」（平成13年4月施行）に基づき設置しています。

④ 組 織



⑤ 開 催

行政評価委員会：年1～2回程度 各部会：必要に応じて随時

⑥ 委員構成

透明性・客観性の確保、専門的調査審議、多元的な評価、多様な意見の反映、委員会と部会の役割分担、実効的で充実した審議を委員構成の基本方針とし、専門分野を設定し、学識経験者や実践的な知見を有する第三者で構成しています。

（５）県民意見の聴取（条例第9条）

評価対象の政策、施策、事業の概要や評価に関する事項などを記載した書面を作成した後、県民の意見を聴き、その意見を評価に適切に反映させることになっています。

① 県民意見聴取の対象

政策評価・施策評価、大規模事業評価及び公共事業再評価

② 聴取の方法

県が評価原案（条例第5条第1項の書面）を作成し、公表した後速やかに、2週間以上の期間を設けて公募します（受付は郵便、ファクシミリ、電子メール等）。

③ 対 応

聴取した意見は、適切に整理・分類して公表し、その対応を取りまとめ、評価に適切に反映させるとともに、評価への反映状況を記載した書面を作成し公表します。

(6) 公 表 (条例第5条2項、3項ほか)

① 公表する事項

- ・評価に関する事項を記載した書面
- ・県民意識調査の結果 (政策評価・施策評価のみ)
- ・県民の意見及びその反映状況
- ・評価書及びその要旨
- ・評価結果の反映状況 等

② 公表の方法

- ・インターネットを利用したホームページ等への掲載
- ・県政情報センター等での閲覧
- ・マスコミを通じた公表 (報道発表) 等

(7) 議会への報告 (条例第12条)

評価結果の概要や予算編成等への反映状況を議会へ報告しています。

○政策評価・施策評価

9月議会：評価結果の概要

2月議会：評価結果の反映状況

○大規模事業評価

評価終了後直近の議会：評価結果の概要

着手に関する事業予算を議決する議会：評価結果の反映状況

○公共事業再評価

評価終了後直近の議会：評価結果の概要

2月議会：評価結果の反映状況

5 各評価の概要

(1) 政策評価・施策評価

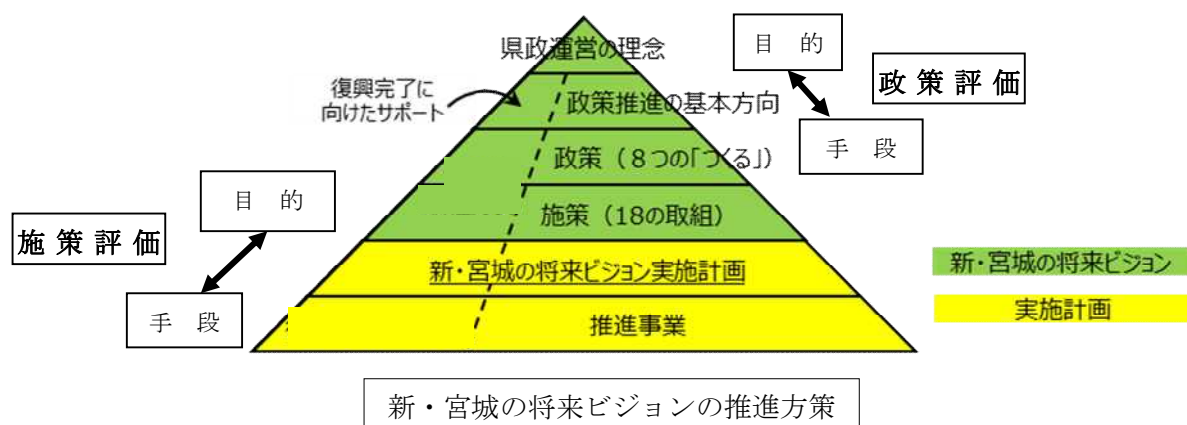
① 目的

- ◇ 政策決定に必要な情報を提供します。
- ◇ 効果的・効率的で質の高い行政運営を行います。
- ◇ 県民への説明責任を果たし透明性を向上させます。

② 基本的枠組み

- ◇ 「新・宮城の将来ビジョン」の体系に基づき政策評価・施策評価を実施

「新・宮城の将来ビジョン」の体系においては、8政策（「宮城の未来をつくる4本の柱」の基本方向に沿った「持続可能な未来」のための8つの「つくる」）、18施策（新・将来ビジョン実現に向けた18の取組）及び施策を構成する事業（「新・宮城の将来ビジョン推進事業」）が評価対象になります。



政策評価・施策評価では、政策という県としての「目的」を達成するために「手段」である施策を展開し、施策という「目的」を達成するために「手段」である事業を実施するという「目的と手段の体系」を前提にして評価を行います。

政策評価は、政策を構成する各施策の成果の状況や改善点などを総括し、大きな視点から県政の状況を把握するものです。

施策評価は、施策に設定された目標指標等の達成状況や構成事業の状況などから、前年度の県の施策の成果を評価し、その課題を検証して次年度の対応方針を示すものです。また、事業の必要性や有効性、効率性について分析し、事業の質の向上を図ります。

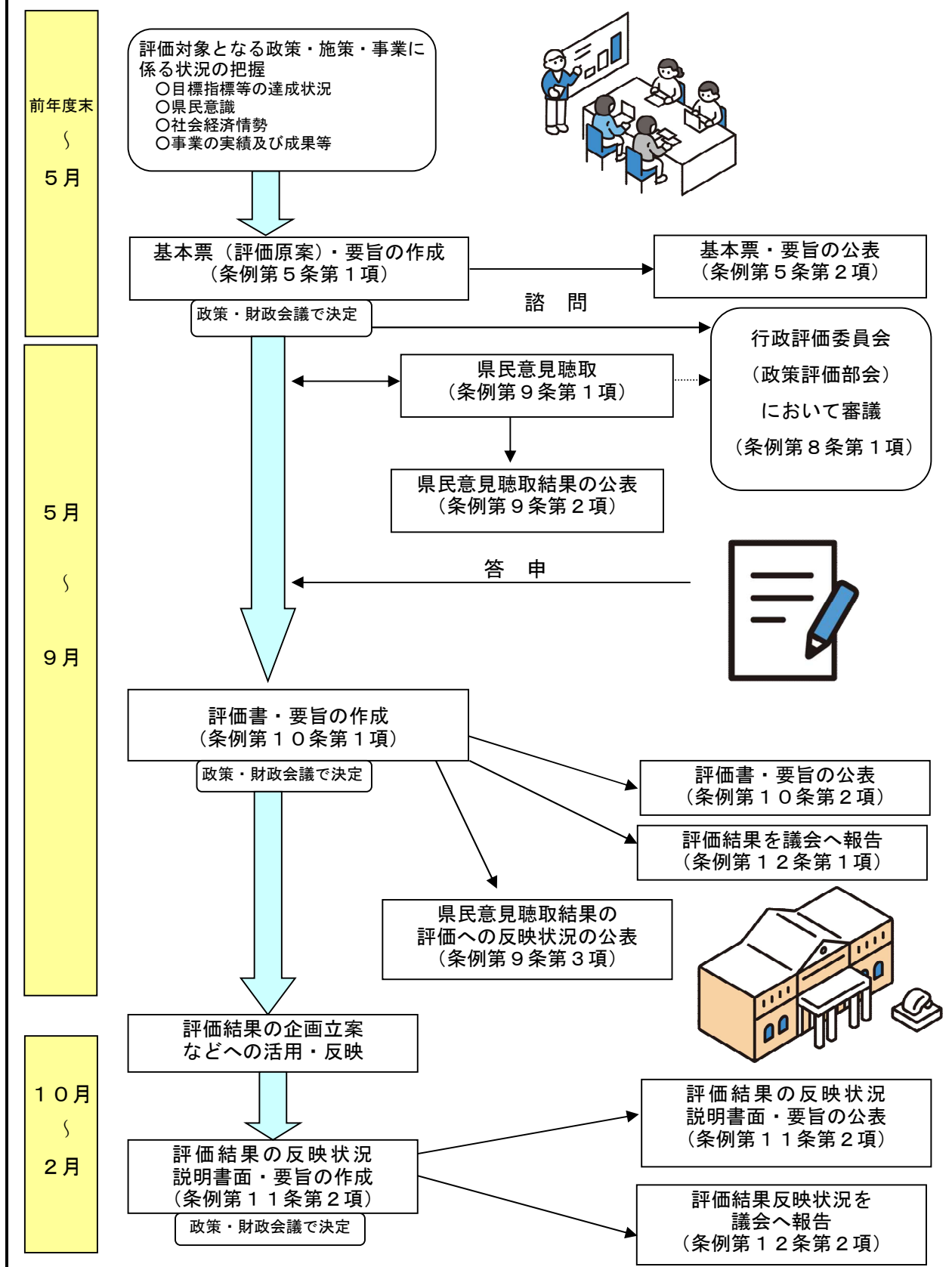
③ 対象、方法等

◇ 政策評価及び施策評価を一連で実施

政策－施策－事業の体系（各々の目的－手段の関係）を含めて評価するとともに、目標の達成状況の評価を受け、手段の有効性を評価することから、政策評価と施策評価は一連のものとして行います。

	政策評価	施策評価
評価対象	「新・宮城の将来ビジョン」で定めた政策及び施策	「新・宮城の将来ビジョン」で定めた施策及び推進事業
評価基準	○施策の成果等	○目標指標の達成度 ○県民意識 ○社会経済情勢 ○事業の実績及び成果等

④ 実施の流れ



⑤ 県民意識調査

(1) 調査の根拠

行政活動の評価に関する条例第7条第1項

(2) 調査目的

「新・宮城の将来ビジョン」の体系に基づく8分野18の取組について、県民がどの程度重視しているか、満足しているか、またどのようなことを優先的に取り組むべきと考えているかなどを調査し、県の政策評価・施策評価や企画立案などに活用します。

(3) 調査方法等

- | | |
|-----------|------------------------------|
| ① 調査対象 | 宮城県に居住する18歳以上の方 |
| ② 抽出・調査方法 | 層化二段無作為抽出・郵送配布、郵送及びインターネット回収 |
| ③ 調査対象者数 | 4,000人 |

(4) 調査項目等

① 調査項目

ア 「新・宮城の将来ビジョン」の体系に基づく8政策18の取組に関する重視度、満足度及び各政策において優先すべきと思うテーマに関する項目等

イ テーマ別に関する項目

ウ 回答者属性及び調査方法等に関する項目

② 調査の尺度（スケール）

次のような区分を設けて、各々の割合を把握します。

重視度（1.重要 2.やや重要 3.あまり重要ではない 4.重要ではない 5.分からない）

満足度（1.満足 2.やや満足 3.やや不満 4.不満 5.分からない）

(5) 調査期間

11月～12月頃

県民意識調査結果による評価（例）

1 施策、事業の必要性に関する評価

施策や事業については、重視度及び今後優先すべきと思う施策（その施策を優先すべきと選択した回答者の占める割合）をベースに、「その施策や事業に関して県民が考えている必要性はどの程度か」を推測し、それが県の考えている必要性と合致するのを確認し、評価に結びつけます。

2 施策、事業の有効性に係る評価

県が行う施策展開、事業実施が順調であれば、その施策に対する満足度に反映されるであろうと推測されることから、満足度やその経年変化を分析し、県民から見た施策の達成状況を推測して県が行う事業の成果等と比較することにより、「その事業は施策を実現するために有効に機能しているか」等の評価します。

⑥ 政策評価指標

(1) 定義等

県の政策に関し、当該政策を構成する施策を単位として、その長期的な目標を定量的又は定性的に示す方法により設定した指標及びその目標値で、施策の成果を判断するための基準となります。

(2) 設定

「新・宮城の将来ビジョン」で定められた「目標指標」とし、令和6年度の目標値までの達成状況を進捗度として把握、分析することで施策の成果を判断するためのデータとします。

【例】政策1 全産業で、先進的取組と連携によって新しい価値をつくる

施策1 産官学連携によるものづくり産業等の発展と研究開発拠点等の集積による新技術・新産業の創出

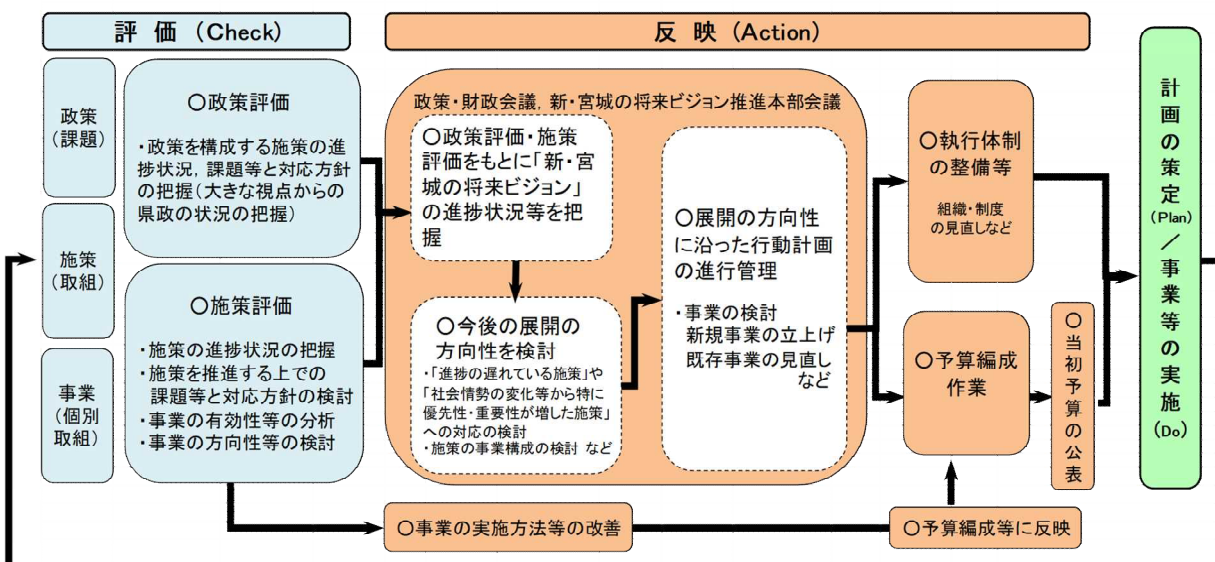
目標指標の一例	初期値	目標値
企業集積等による雇用機会の創出数 【累計】	18,677人 (令和2年度)	25,250人 (令和6年度)

⑦ 評価結果の反映

政策・財政会議等では、政策評価や施策評価をもとに「新・宮城の将来ビジョン」の進捗状況等を把握し、今後の展開の方向性を検討するとともに、「実施計画」や組織体制の見直しを行います。

また、事業の分析で把握した課題等への対応方針は、実施方法の改善や予算編成等に反映させます。

評価の反映フロー図



※ 政策・財政会議：知事・副知事、部局長等により構成される、県の政策・財政に関する重要事項について審議する会議

(2) 大規模事業評価

① 目的

- 1 県が事業主体の大規模事業の推進・継続について、必要性、妥当性等を検討する政策判断（事業採択）のプロセスの透明性を高める。
- 2 評価の過程で随時情報を公開し、聴取した県民の意見と大規模事業評価部会の答申を踏まえ県としての評価を確定し、政策判断につなげる。

② 対象

県が事業主体である事業で以下の要件に該当するもの（災害復旧等の緊急を要するものを除く）

- 1 全体事業費が150億円以上の公共事業
- 2 全体事業費が50億円以上の施設整備事業（老朽化に伴う改築事業等であって一定の要件を満たすものを除く。）

③ 種類

- 1 計画評価
- 2 事業再評価（施設整備事業についてのみ。公共事業については公共事業再評価として行う。）

④ 基準

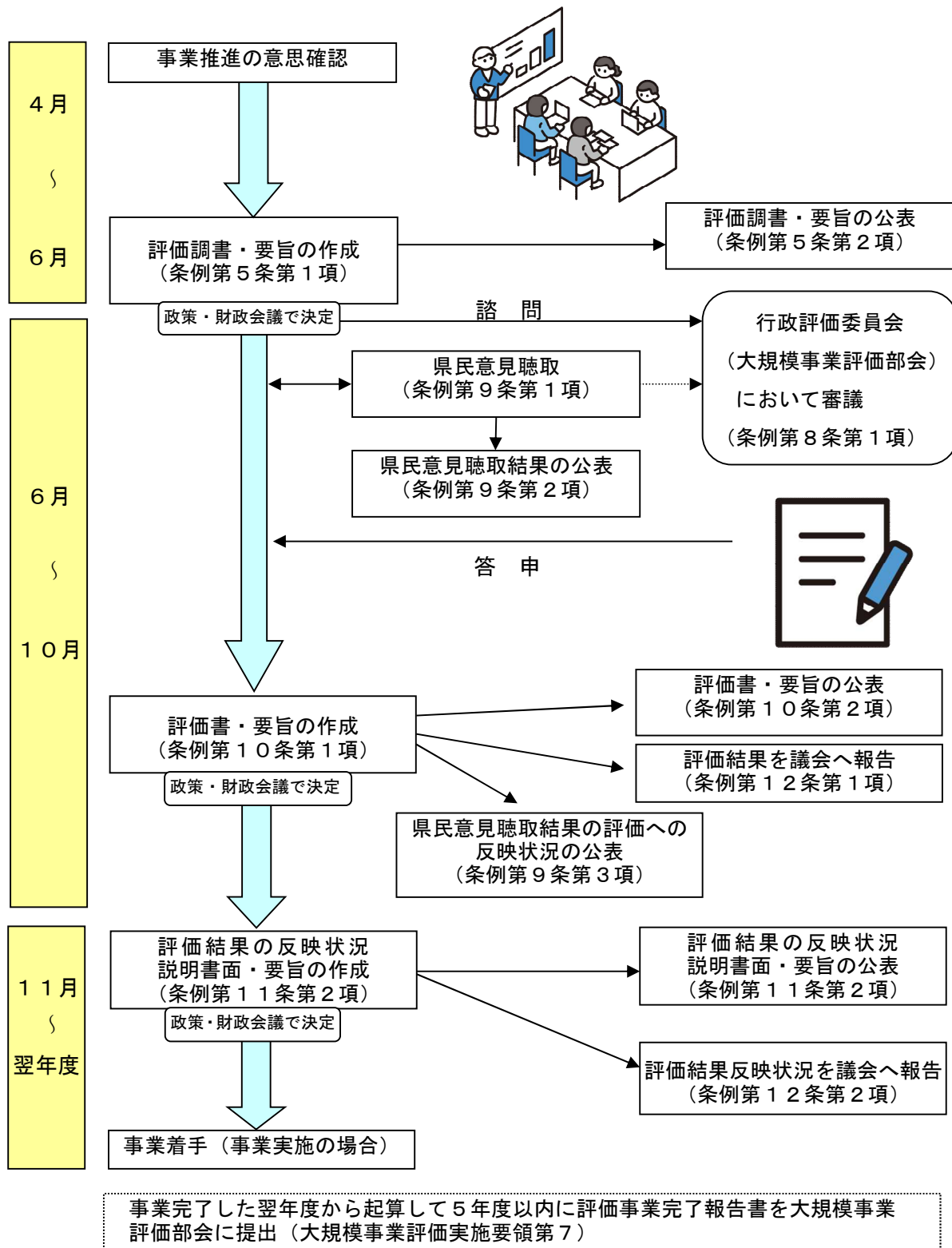
- | | | |
|-----------|-----------|----------|
| 1 事業の必要性 | 4 事業の手法 | 7 環境への影響 |
| 2 事業主体 | 5 事業の実施場所 | 8 事業の経費 |
| 3 事業を行う時期 | 6 事業の効果 | |

⑤ 過去の実施状況

年度	事業名	委員会意見	県の評価結果と予算反映状況
H11	小児総合医療整備事業	概ね妥当	事業推進 H11予算計上済
	保健医療福祉中核施設整備事業	概ね妥当	事業凍結 H11補正予算見送り
	白石工業高等学校校舎改築事業	妥当	事業推進 H12当初予算計上
	仙台中央警察署庁舎建設事業	妥当	H12補正予算計上
H12	石巻工業高等学校校舎改築事業	妥当	事業推進 H13当初予算計上
H14	農業短期大学再編整備推進事業	評価不十分（要検討10項目）	事業推進 H14補正予算計上
H15	第三女子高等学校校舎等改築事業	妥当（要検討4項目、付帯意見2項目）	事業推進 H16当初予算計上
H16	仙台第三高等学校校舎等改築事業	妥当（要検討3項目、付帯意見3項目）	事業推進 H17当初予算計上
H17	総合教育センター（仮称）及び通信制独立校（仮称）整備事業	妥当（要検討4項目）	事業推進 H18当初予算計上（但し基本構想策定費）
H18	第二女子高等学校校舎等改築事業	妥当（要検討2項目）	事業推進 H18補正予算計上
	白石高等学校及び白石女子高等学校の統合校に係る校舎等建築事業	妥当（要検討2項目）	事業推進 H18補正予算計上
H19	教育・福祉複合施設整備事業（再計画評価）	妥当（要検討3項目）	事業推進 H19補正予算計上
H20	古川黎明中学校・高等学校校舎等改築事業	妥当（要検討4項目）	事業推進 H21補正予算計上
H22	大島架橋事業	妥当（要検討3項目）	事業推進 H23当初予算計上
	登米地区統合校に係る校舎等改築事業	妥当（要検討3項目）	事業推進 H23当初予算計上
	拓桃医療療育センター・拓桃支援学校整備事業	妥当（要検討4項目）	事業推進 H23当初予算計上
H24	仙南・仙塩広域水道高区・低区連絡管整備事業	妥当（要検討1項目）	事業推進 H25当初予算計上
H25	宮城野原広域防災拠点整備事業	妥当（要検討1項目）	事業推進 H26当初予算計上
H26	宮城大学医学部設置事業（諮問撤回）	—	—
H28	船形コロニー整備事業	妥当（要検討3項目）	事業推進 H28補正予算計上
	石巻好文館高等学校校舎等改築事業	妥当（要検討1項目）	事業推進 H28補正予算計上
H29	南部地区職業教育拠点校整備事業	妥当（要検討3項目）	事業推進 H29補正予算計上
	宮城第一高等学校校舎等改築事業	妥当（要検討2項目）	事業推進 H30当初予算計上
H30	仙台南部地区特別支援学校整備事業	妥当（要検討3項目）	事業推進 H30補正予算計上
R3	宮城県民会館及び宮城県民間非営利活動プラザの集約・複合化事業	妥当（要検討5項目）	事業推進
	大崎地区（東部ブロック）職業教育拠点校整備事業	妥当（要検討2項目）	事業推進
	県立高等技術専門校再編整備事業	妥当（要検討4項目）	事業推進 R4当初予算計上

⑥ 実施の流れ

【計画評価（事業着手のための予算を翌年度当初予算に計上する場合）の例】



(3) 公共事業再評価

① 目的

公共事業の効率性及びその実施過程における透明性の向上を図るため、事業着手後一定の期間を経過した事業について、事業継続の妥当性について再検討を行うもの。

② 対象

県が事業主体である公共事業で次のいずれかに該当するもの（災害の復旧又は防止のため、緊急に行う必要がある事業及び維持管理事業その他の現状の機能を確保するための事業を除く。）

ただし、休止中の公共事業（事業に着手した後に当該事業を継続するための経費を計上する予算の編成が見込まれないため、実施されていない事業をいう。次条において同じ。）にあつては、休止期間を含めた事業期間が第1号から第4号までに規定する期間に達した後に当該事業を再開しようとする場合又は第5号に掲げる場合のいずれかに該当するものに限る。

- 1 事業着手年度から起算して5年度以内に用地買収又は工事のいずれも行われなことが見込まれる事業
- 2 事業着手年度から起算して10年度（国庫補助事業は所管省庁が定める期間）以内に完了が見込まれない事業
- 3 再評価実施年度の翌年度から起算して5年度（下水道事業は10年度）以内に、用地買収若しくは工事のいずれも行われなことが見込まれる事業又は完了が見込まれない事業
- 4 調査費が予算計上された年度から起算して5年度以内に事業着手が見込まれない事業（地域高規格道路事業及びダム事業に限る。）
- 5 社会経済情勢の変化等により再評価を実施する必要がある事業

③ 基準

- | | |
|-----------|---------------------|
| 1 事業の進捗状況 | 2 事業を取り巻く社会経済情勢等の変化 |
| 3 代替案との比較 | 4 コスト縮減 |
| | 5 費用対効果 |

④ 過去の実施状況

		H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H27	H28	H29	H30	R3	R4	R5	R6
評価事業数	農政部関係	11	4	7	9	4	7	6	0	0	0	0	0	0	0	4	3	1
	水産林政部関係	0	0	16	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	土木部関係	15	10	10	4	35	13	6	4	2	4	1	1	2	1	2	9	3
	企業局関係	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合 計	26	14	33	14	39	21	12	4	2	4	1	1	2	1	6	12	4

評価結果	「中止」・・・耐水型地域整備事業：鳴瀬川水系（H13） 仙南工業用水道事業（H21）
	「一部休止」・・・沿岸漁場整備開発事業：宮城中部地区（仙台港）（H10）
	「休止」・・・防災砂防事業：大沢川防災砂防事業（山元町）（H16）
	「継続」・・・上記以外の事業

⑤ 実施の流れ

